

岩手県告示第249号

漁船損害補償法の規定による加入区として指定されたとみなされたもの（昭和36年岩手県告示第50号）の一部を次のように改正する。

令和4年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
加入区の名称	加入区の区域	加入区の名称	加入区の区域
[略]	[略]	[略]	[略]
小子内浜加入区	[略]	小子内浜加入区	[略]
<u>戸類家加入区</u>	<u>九戸郡洋野町種市戸類家一円</u>		
種市加入区	[略]	種市加入区	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。